

令和6年第12回農業委員会総会議事録

令和6年12月19日（木）第12回総会を市役所南庁舎3階大会議室に招集した。

農業委員 14人

会長	18番	仲田清志	会長職務代理者		
2番	赤井勝利	3番	小田正廣	4番	西村勉
		6番	平利一		
8番	倉脇敏弥	9番	井藤孝久	10番	宮本武博
11番	藤川雅	12番	小川広文	13番	山田條一
14番	森立夫	15番	安達利延	16番	信谷昌吾

推進委員 9人

1番	谷岡貴寿	2番	兒玉公治	3番	泉登
4番	溝尾美恵子	5番	三輪金樹		
7番	後藤保夫	8番	大原砂利	9番	逸見則夫
10番	妹尾元弘				

欠席委員 5人

1番	神山順一	5番	奥津賢司	7番	奥津忠和
17番	藤本彰	6番	妹尾良和		

議事	議案第51号	農地法第3条の規定による許可申請について
	議案第52号	農地法第5条の規定による許可申請について
	議案第53号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請について
	議案第54号	現況証明にかかる現況認定について

報告事項	法務局照会について
	完了届について
	転用工事進捗状況報告について
	利用権設定中途解約について

協議事項
その他

事務局職員（書記）	事務局長	滝口 良樹
	主査	福田 洋介
	主査	赤迫 隆
	主任	真治 将史

（開会時刻 午前9時30分）

福田主査	只今から、新見市農業委員会第12回総会を開催いたします。本日の出席は23名です。欠席は、1番神山委員、5番奥津委員、7番奥津委員、17番藤本委員、推進6番妹尾委員です。それでは最初に仲田会長が、ご挨拶を申し上げます。
会 長	おはようございます。今日は、総会の後に賀陽町での講習がありますので、スムーズな進行にご協力をよろしくお願いいたします。
福田主査	ありがとうございました。それではこれからの進行は、会長よろしくをお願いいたします。
会 長	それでは只今から日程1「議事録署名委員の決定」に入ります。議事録署名委員は、2番赤井委員、3番小田委員をお願いいたします。続きまして日程2「議事」に入ります。議案第51号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
真治主任	農地法第3条について、今回の議案についてでございますが、第3条の申請が8件ございました。現地確認を1番から6番と8番は12月4日に行っており、7番は12月5日に行っております。 それでは、1番でございます。場所は金谷、現況地目は畑2筆でございます。移動の理由は贈与による所有権移転、作物は野菜、作業従事者は2人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号ですが、譲受人は個人であり適用はございません。第3号につきまして信託ではないので適用はございません。第4号譲受人は農作業を行う必要がある日数につきまして農作業に従事すると見込まれますので、該当はございません。第5号、貸借ではありませんので該当はございません。第6号ですが、申請地は譲受人宅に隣接しており、管理も譲受人が行っていることから贈与することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利

	用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。4番西村委員。
西村委員	4番西村です。12月7日に、森委員、三輪推進委員と私の3名で現地確認をしております。場所は、●●●●●●●●横の橋を渡り200m市道を進むと三叉路があり、そこを右折し100m先に申請地があります。譲渡人と譲受人は隣です。譲受人の家の前に申請地があり何年も前から譲受人が耕作されております。問題ないと思います。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。 (意見、質問なし) ご意見、ご質問ございませんので、議案第51号1番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手) 全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、2番について、事務局の説明をお願いします。
真治主任	次に、2番でございます。場所は金谷、現況地目は畑3筆でございます。移動の理由は贈与による所有権移転、作物は野菜、作業従事者は2人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、申請地は譲受人宅に隣接しており、管理も譲受人が行っていることから贈与することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。4番西村委員。
西村委員	4番西村です。2番も1番と同じで12月7日に、森委員、三輪推進委員と私の3名で現地確認をしております。場所は、先程説明しました1番に隣接しており、内容も同じで譲受人の家の前に申請地があります。これも以前から譲受人が耕作されておりますので問題ないと思います。以上です。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。 (意見、質問なし) ご意見、ご質問ございませんので、議案第51号2番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手) 全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、3番について、事務局の説明をお願いします。
真治主任	次に、3番でございます。場所は哲西町大竹、現況地目は田1筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は水稻、作業従事者は5人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、譲渡人は市外に居住しており耕作ができないため、申請地近くに居住する譲受人に売買することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。推進委員10番。
妹尾委員	推進10番妹尾です。奥津委員が欠席のため代わりに説明させていただきます。場所は、哲西町大竹地内国道182号線を東城方面に向かい

	県境手前を左に入ったところに●●集会所があります。その前にあります。確認日は、12月9日に両奥津委員と3名で行いました。譲受人は以前から申請地を耕作されており、この度、売買となりました。問題ないと思います。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。 (意見、質問なし) ご意見、ご質問ございませんので、議案第51号3番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手) 全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、4番について、事務局の説明をお願いします。
真治主任	次に、4番でございます。場所は哲西町大竹、現況地目は田5筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は水稻、作業従事者は2人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、譲渡人は県外に居住しており耕作ができないため、申請地近くに居住する譲受人に売買することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。推進委員10番。
妹尾委員	推進10番妹尾です。確認日は3番と同じ12月9日に行いました。場所も同じく●●集会所の前で理由も同じです。問題ないと思います。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

	(意見、質問なし) ご意見、ご質問ございませんので、議案第51号4番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手) 全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、5番について、事務局の説明をお願いします
真治主任	次に、5番でございます。場所は上市、現況地目は田1筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は水稻、作業従事者は2人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、譲渡人は市外に居住しており耕作ができないため、申請地近くに居住する譲受人に売買することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。
平委員	6番平です。確認を12月8日、赤井委員、泉推進委員、私で行いました。場所は、国道180号線上市の●●●●●●から千屋寄りに2キロ先に●●部落があります。その部落端から農道が高梁川に下りております。その農道を50m進むと申請地があります。現状は利用権設定で耕作されており問題ないと思います。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。 (意見、質問なし) ご意見、ご質問ございませんので、議案第51号5番の議案に賛成の

	方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手) 全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、6番について、事務局の説明をお願いします
真治主任	次に、6番でございます。場所は上市、現況地目は田2筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は水稻、作業従事者は2人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、譲渡人は市外に居住しており耕作ができないため、申請地近くに居住する譲受人に売買することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。
平委員	6番平です。先程説明しました5番と隣接しており、場所も同じ所で特に問題ないと思います。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについて、ご意見ご質問はございませんか。 (意見、質問なし) ないようですので、議案第51号6番の議案に賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、7番について、事務局の説明をお願いします

真治主任	次に、7番でございます。場所は哲多町矢戸、現況地目は田2筆、畑24筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は水稻、野菜、作業従事者は2人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、譲渡人は県外に居住しており耕作ができないため、昨年度から申請地近くに居住し、申請地を管理耕作している譲受人に売買することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。
井藤委員	9番井藤です。12月14日、小川委員、安達委員、逸見推進委員、私の4人で現地確認しました。場所は、県道新見川上線●●入口より高梁方面に200m行った●●地区にありました。宅地を購入したら農地を取得することになりました。大阪より移住されて来ております。自宅より200m行った所に●●●●番台の田畑があります。●●●●番、●●●●番は草刈りのみの管理でしたが、次年度は水稻をされます。●●●●番●、●●●●番●は原野で●●●●番●は管理されておりました。●●●●番台は、自宅周辺にあり、全て草刈り管理されておりました。成人された子供さんが5人おり、農繁期には順次手伝いに来られます。筆数は多いですが現状管理されており、問題ないと思います。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについて、ご意見ご質問はございませんか。 (意見、質問なし) ないようですので、議案第51号7番の議案に賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、8番につ

	いて、事務局の説明をお願いします
真治主任	次に、8番でございます。場所は神郷下神代、現況地目は畑5筆でございます。移動の理由は贈与による所有権移転、作物は野菜、作業従事者は2人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、譲渡人は市外に居住しており耕作ができないため、申請地近くに居住する譲受人に贈与することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。
信谷委員	16番信谷です。確認日は12月6日、仲田会長、大原推進委員、私の3名で行いました。場所は、神郷下神代地内●●●●●があります。そこから南へ健康の森方面へ行ったところを東へ200m行った高台にありました。以前から管理されており問題ないと思います。よろしくお願いします。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについて、ご意見ご質問はございませんか。 (意見、質問なし) ないようですので、議案第51号8番の議案に賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、議案第52号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。 次に第5条の申請につきまして、6件申請がございました。現地確認

	を1番から5番は12月5日に行っており、6番は12月4日に行っております。はじめに、1番から5番でございますが、同様の土地で、同様の申請となっておりますので、合わせて説明させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。
全 員	「よろしい」
真治主任	それでは、1番、2番、3番、4番、5番でございます。場所は正田、現況地目は1番が田1筆、畑1筆、2番が田1筆、3番が田1筆、4番が田1筆、5番が田3筆で、転用目的は太陽光発電設備と、3番は一部分を太陽光資材置場とするものです。転用理由ですが、日照条件等を満たす申請地に太陽光発電設備を設置するものと3番の太陽光資材置場は、太陽光発電の機材置場、機材のメンテナンス場所として資材置場を設置するものです。契約の種類は売買による所有権移転です。工事期間は許可日から令和7年4月30日までです。価格は記載のとおりです。この申請地は、都市計画法に規定する用途地域内にある第3種農地（準工業地域）と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画等も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地取得費・建設費は記載のとおりで、自己資金によるものです。以上です。
会 長	それでは1番から5番について、関係地区委員の説明を求めます。
西村委員	4番西村です。確認日は12月7日、森委員、三輪推進委員、私の3名でしました。申請地は、正田地区国道180号線より●●●橋を渡り、市道を150m進み右側に●●●●があります。その前を高梁川に向けて200m進むと1番2番がありました。そこから、北西方向に200m進むと3番4番5番が隣接してありました。いずれも今年まで耕作されておりました。問題ないと思いますのでよろしくお願いいたします。
会 長	事務局地区委員の説明が終わりました。この件について、ご意見ご質問はございませんか。 (意見、質問なし) ないようですので、議案第52号1番から5番の議案に賛成の方は挙手をお願いします。

	(挙手多数) 賛成多数と認め、本案件は、許可妥当とします。続いて6番、事務局の説明をお願いします。
真治主任	次に6番でございます。場所は哲西町大野部、現況地目は畑1筆で、転用目的は住宅用地です。転用理由ですが、現在家族3人アパート住まいのため、父から贈与を受け申請地に住宅（木造1階建て）を建設したいものです。契約の種類は贈与による所有権移転です。工事期間は令和7年1月6日から令和7年9月30日までです。この申請地は、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画等も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地造成費、建築費は記載のとおりで、借入金によるものです。以上です。
会 長	この件について関係地区委員の説明を求めます。
妹尾委員	推進10番妹尾です。確認は12月9日、両奥津委員、私の3名で行いました。場所は、●●●●支所より県道を東城方面に進むと●●●●があります。その1キロ手前にありました。親から子への譲渡のため問題ないと思います。
会 長	事務局地区委員の説明が終わりました。この件について、ご意見ご質問はございませんか。 (意見、質問なし) ないようですので、議案第52号6番の議案に賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成と認め、本案件は、許可妥当とします。なお、5条議案については面積が30アール未満のため、県農業会議への諮問は任意となりますが、諮問不要としてよろしいか。
全 員	「よろしい。」

会 長	それでは、諮問不要とし、許可を決定いたします。続きまして、議案第 53 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による許可申請の新規について事務局の説明をお願いします。
滝口局長	今回、新規の貸付けが 19 件出ています。借受人は農業従事者、農機具などもそろっており、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を充たすと考えます。なお、この 19 件のうち 2 件につきましては筆により再設定も混在しておりますので説明いたします。1 番、千屋井原、田 2 筆 4 年 3 カ月使用貸借、2 番、千屋井原、田 2 筆 6 年使用貸借、3 番、千屋花見、田 1 筆 4 年 3 カ月使用貸借、4 番、千屋井原、田 3 筆 4 年 3 カ月使用貸借、5 番、千屋、田 1 筆 6 年使用貸借、6 番、坂本、田 1 筆 3 年使用貸借、7 番、井倉、畑 1 筆 2 年賃貸借、8 番、足見、畑 1 筆 10 年賃貸借、9 番、足見、畑 1 筆 10 年賃貸借、10 番、足見、畑 2 筆 10 年賃貸借、11 番、足見、畑 1 筆 10 年賃貸借、12 番、土橋、畑 2 筆 10 年賃貸借、13 番、草間、畑 3 筆のうち 2 筆 15 年賃貸借、1 筆は再設定です。14 番、大佐小南、田 1 筆 5 年使用貸借、15 番、大佐小南、田 2 筆 5 年使用貸借、16 番、大佐永富、田 3 筆のうち 1 筆新規、2 筆再設定で 3 年使用貸借、17 番、哲多町宮河内、田 4 筆 5 年使用貸借、18 番、哲西町八鳥、田 4 筆 3 年賃貸借、19 番、哲西町上神代、田 6 筆 5 年賃貸借です。以上です。
会 長	新規について事務局の説明が終わりました。関係地区委員の説明を求めます。1 番より順次お願いします。
兒玉委員	推進 2 番兒玉です。1 番 2 番、確認日は 12 月 14 日、小田委員、泉推進委員、私とで行いました。場所は、180 号線の●●●の所を県道井原方面に入り進むと●●●があります。そこから川の方へ 100 m 進み川むこうにあります。以前から耕作されておられるようです。よろしくお願いします。3 番は、千屋花見地区 180 号線の地区終点の手前に●●●●●があります。その所の国道を川の方に下り 50 m 左にありました。ここも、耕作されております。4 番、先程の 180 号線を米子方面に 500 m 行った道路右下にありました。ここも、耕作されておりました。5 番、180 号線の●●●●●の上手に●●●●●があります。そこから北へ 100 m 先の国道法面下にありました。ここも、耕作されておりました。以上です。
泉委員	推進 3 番泉です。6 番ですが、12 月 8 日に平委員と現地確認しました。場所ですが、180 号線を千屋方面に進むと●●●●●があります。

会 長

それでは、諮問不要とし、許可を決定いたします。続きまして、議案第 53 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による許可申請の 新規について事務局の説明をお願いします。

滝口局長

今回、新規の貸付けが１９件出ています。借受人は農業従事者、農機具などもそろっており、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を充たすと考えます。なお、この１９件のうち２件につきましては筆により再設定も混在しておりますので説明いたします。１番、千屋井原、田２筆４年３カ月使用貸借、２番、千屋井原、田２筆６年使用貸借、３番、千屋花見、田１筆４年３カ月使用貸借、４番、千屋井原、田３筆４年３カ月使用貸借、５番、千屋、田１筆６年使用貸借、６番、坂本、田１筆３年使用貸借、７番、井倉、畑１筆２年賃貸借、８番、足見、畑１筆１０年賃貸借、９番、足見、畑１筆１０年賃貸借、１０番、足見、畑２筆１０年賃貸借、１１番、足見、畑１筆１０年賃貸借、１２番、土橋、畑２筆１０年賃貸借、１３番、草間、畑３筆のうち２筆１５年賃貸借、１筆は再設定です。１４番、大佐小南、田１筆５年使用貸借、１５番、大佐小南、田２筆５年使用貸借、１６番、大佐永富、田３筆のうち１筆新規、２筆再設定で３年使用貸借、１７番、哲多町宮河内、田４筆５年使用貸借、１８番、哲西町八鳥、田４筆３年賃貸借、１９番、哲西町上神代、田６筆５年賃貸借です。以上です。

会 長

新規について事務局の説明が終わりました。関係地区委員の説明を求めます。1 番より順次お願いします。

兒玉委員

推進2番兒玉です。1番2番、確認日は12月14日、小田委員、泉推進委員、私とで行いました。場所は、180号線の●●●の所を県道井原方面に入り進むと●●●があります。そこから川の方へ100m進み川むこうにあります。以前から耕作されておられるようです。よろしくお願ひします。3番は、千屋花見地区180号線の地区終点の手前に●●●●●があります。その所の国道を川の方に下り50m左にありました。ここも、耕作されております。4番、先程の180号線を米子方面に500m行った道路右下にありました。ここも、耕作されておりました。5番、180号線の●●●●●の上手に●●●●●があります。そこから北へ100m先の国道法面下にありました。ここも、耕作されておりました。以上です。

泉委員

推進3番泉です。6番ですが、12月8日に平委員と現地確認しました。場所ですが、180号線を千屋方面に進むと●●●●があります。

	ないようですので、議案第５３号、新規の議案について、賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成と認め、新規は決定いたします。続きまして、再設定について、事務局の説明をお願いします。
滝口局長	再設定が２７件出ています。２０番から４４番までが２５件、２件については先程、新規の時に含めて説明させていただきました。再設定につきましては、今まで耕作されてきたものの継続ですので、問題はないと考えます。以上です。
会 長	再設定について事務局の説明が終わりました。関係地区委員より補足説明がありますか。
地区委員	「ありません。」
会 長	ないようですので、議案第５３号再設定の議案に賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成と認め、再設定は決定いたします。続きまして、議案第５４号現況証明に係る現況認定について、事務局の説明をお願いします。
真治主任	次に現況証明に係る現況認定につきまして、今回４件申請がございました。現地確認を１番、３番、４番は１２月４日に行っており、２番は１２月５日に行っております。 それでは１番でございます。場所は哲西町矢田、台帳地目は畑１筆で、現況地目は原野でございます。理由は、申請地は、前所有者が高齢のため、平成５年ぐらいから農地を耕作しておらず、相続後の申請人も市外に住んでおり耕作が出来ないため、現況のとおりとなっている。というものでございます。 次に２番でございます。場所は太田布瀬、台帳地目は田１９筆で、現況地目は原野でございます。理由は、申請地は、平成１６年６月に相続して以来、２０年間稲作等作付けを行っていないもので、現況のとおりとなっている。というものでございます。

	次に3番でございます。場所は神郷下神代、台帳地目は田1筆、畑4筆で、現況地目は原野でございます。理由は、申請地は、平成9年に相続したが、申請人は市外に住んでいるため長年耕作しておらず、竹、雑木が生え、平成10年頃から現況のとおりとなっている。というものでございます。 次に4番でございます。場所は神郷下神代、台帳地目は田4筆、畑3筆で、現況地目は●●●●番●が雑種地、他は原野でございます。理由は、申請地は、平成9年に相続したが、申請人は市外に住んでいるため長年耕作しておらず、竹、雑木が生えており、●●●●番●については、現況のとおりとなっている。というものでございます。以上です。
会 長	この件について1番から順次、関係地区委員の説明を求めます。
妹尾委員	推進10番妹尾です。現地確認を12月9日、両奥津委員、私の3名で行いました。場所ですが、●●●●駅から1.5キロ南東に進んだところに●●●●があります。その真向かいにありました。原野でした。以上です。
山田委員	13番山田です。宮本委員、後藤推進委員と12月10日に現地確認しました。場所は、●●●●学校の手前100m行ったところに三叉路があります。そこへ県道を東の方真庭市方面へ500m行ったところから300m県道沿いにこの19筆があります。以上です。
信谷委員	16番信谷です。3番4番いっしょに説明します。3番の5筆、4番の●●●●番から●●●●番が、神郷下神代地内●●●●●から南東へ400m行ったところに申請者の実家があります。その周辺にあります。●●●●番●は、●●●●●から芸備線沿いに新見方面へ200m行ったところから南へ50m行ったところにあります。申請理由であることを確認しました。12月6日に仲田会長、大原推進委員、私で現地確認しました。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。この件について、ご意見ご質問ございませんか。 (意見、質問なし) ないようですので、議案第54号についての認定に賛成の方は挙手をお願いします。

	(全員挙手) 全員賛成と認め、認定いたします。それでは、ここで１０分間休憩いたします。１０時３０分までです。 ～ 休憩 ～
会 長	再開いたします。続きまして、報告事項に入ります。法務局照会について、事務局の説明をお願いします。
真治主任	法務局照会につきまして、今回１件ございました。現地確認を、１０月３０日に行っております。 それでは、１番ですが、場所は新見、登記地目は田１筆、現況地目は宅地という申請で、該当地は昭和５２年から宅地となっている。というものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは、「非農地」と回答しています。
会 長	この件について、関係地区委員より報告願います。
倉脇委員	８番倉脇です。１１月３日に平委員、溝尾推進委員の３名で確認日しております。場所は、１８０号線を新見勝山線に下りて熊谷方面へ５００ｍ行ったところに●●●●●●の看板があります。それを入った右側三軒目の家になります。家が建っております。
会 長	次に完了届について、事務局の説明をお願いします。
滝口局長	完了届が６件出ております。１番上熊谷地内、農地法施行規則第２９条、農機具用倉庫、２番上熊谷地内、農地改良嵩上げ、３番上市地内、農地法第５条、設備保安用地、４番大佐永富地内、農地法施行規則第２９条、農機具倉庫、５番井倉地内、農地法第４条、住宅用地、６番法曾地内、農地法施行規則第２９条、農機具倉庫です。以上でございます。
会 長	この件について、関係地区委員より、確認日と補足説明があれば願います。１番から順次願います。
赤井委員	２番赤井です。１２月８日に平委員、谷岡推進委員と３名で１番２番を確認しました。綺麗にできておりました。
平委員	６番平です。１２月８日に赤井委員、泉推進委員と確認しました。綺麗

	にできておりました。
宮本委員	10番宮本です。12月10日に確認しております。
森委員	14番森です。確認日は12月7日です。5番6番、綺麗にできておりました。
会 長	次に、転用工事進捗状況報告について事務局の説明をお願いいたします。
滝口局長	転用工事進捗状況報告が1件でております。大佐大井野地内、農地法第4条、農地改良嵩上げです。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員より、確認日と補足説明があればお願いいたします。
宮本委員	10番宮本です。12月10日に山田委員、後藤推進委員と現地確認しました。99パーセント完成していると思います。
会 長	続きまして利用権設定中途解約について、事務局の説明をお願いいたします。
滝口局長	利用権設定中途解約合意書が9件、出ております。1番、千屋井原地内、水はけが悪く大型機械で作業ができないためです。2番、千屋井原地内、1番2番は同じ土地で中間管理機構を経由しているため2枚の解約が出ております。3番、足見地内、農地中間管理機構を経由した契約に変更するためです。4番、足見地内、これも同じく農地中間管理機構を経由した契約に変更するためです。5番、土橋地内、これも同じく農地中間管理機構を経由した契約に変更するためです。6番、大佐小阪部地内、6番7番8番が同じです。作業従事者の高齢化及び肥料等の価格上昇のために解約が出ております。9番、大佐小南地内、農業経営基盤強化促進法による利用権設定に変更するための解約です。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員より確認日と補足説明があればお願いいたします。
兒玉委員	推進2番兒玉です。確認日は12月14日、小田委員、泉推進委員、私の3名で行いました。場所は、180号線の●●●の所を県道井原方面に入り進むと●●●があります。そこから川の方へ100m進み川むこ

	うにあります。水はけが悪いようで重機が入らなく、放棄されている現状です。
藤川委員	11番藤川です。3番4番5番とも18条にあった件です。12月10日に現地確認しました。中間管理機構を経由した契約に変更するためです。
後藤委員	推進7番後藤です。12月10日に確認しております。理由は掲載されている通りです。9番は、今回議案53号の15番にあります。以上です。
会 長	続きまして、日程3協議事項に入ります。事務局から何かありましたらお願いします。
事務局	「ありません。」
会 長	続きまして、その他ですが事務局からありますか。
滝口局長	その他で地域計画の進捗状況について説明させていただきます。地域計画につきましては、現在利用権設定を行っている所の耕作者の方、ぶどう部会、花卉部会、桃部会、トマト部会、補助金を受ける可能性がある部会、及び認定農業者の方、を中心に令和7年3月の策定に向けて準備をしております。農業委員会としてしましては、現況の地図を作成することとなっていますので、事務局の方で農地の色付けを先程申し上げました方、それから農地について色付けをしております。策定の段階で分からないところは、今、農業委員さんに直接電話で教えていただいたりしておりますし、今後も教えていただくことがあるかと思っておりますのでよろしくお願いいたします。その後、同じ市の中ですが農業畜産振興課のほうで計画書を作成し3月末に公表する予定となっております。地域計画が策定した後、農業委員会における変更点についてですが、大きな変更はありません。総会でかけて利用権設定の審議をしていただいておりますが、それと大きな変わりはありません。4月の総会からは、相対での利用権設定はできなくなります。3月の総会で認めた相対の利用権設定や、今契約をしている利用権設定につきましては、契約終期、終わるところまでは効力があります。3月の総会には、4月から6月に契約が切れる利用権設定もかけさせていただくように、利用権設定をされている農家の方にお知らせをするように準備を進めています。変わるところは、物納ができなくなります。現金の設定、もしくは使用貸借の2つになります。今まで1年の契約がありましたが、中間管理機構での

真治主任	契約は3年以上となります。お知らせにつきましては、2月の市報へ掲載をする予定で準備を進めています。早ければ、1月ぐらいにホームページに掲載をしたいと思っております。以上です。 続きまして2点目、先月の農地改良届でのくぼだおしを報告させていただいた際に、始末書を提出していただくということになっていた件で、申請者から始末書を提出してもらっています。 3点目、2025年の農業委員会手帳を配布させていただいておりますので、今年の手帳に入れている身分証明書を2025年の手帳に入れ替えて、ご使用ください。 4点目、午後から「ロマン高原かよう総合会館」にて研修会が行われます。参加される方は、昼食後、12時に新見市役所南庁舎から貸し切りバスにて出発予定としております。 5点目、提出物のお願いです。先月お配りしましたアンケート2種類の提出と8月にお願いをしておりました現地調査をしていただいた冊子の提出をお願いします。 6点目、来月の総会は、第1回総会のため、総会開始前に写真撮影を行いますので、総会開始時間より少し早めに来ていただけたらと思います。開始時間は15時からとなっております。
福田主査	次回の総会ですが、1月16日木曜日午後3時から南庁舎1階会議室1Cで開催します。
会 長	他に皆さんからのご意見ご質問はございませんか。 それでは、閉会します。本日は、お疲れ様でした。(閉会挨拶)
	(閉会時刻 午前 10 時 55 分)

令和6年12月27日作成

署名委員

議 長 _____

委 員 _____

委 員 _____